

## 令和 9 年度 地域間幹線系統確保維持計画

### ○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	小湊鉄道株式会社	大網白子車庫線	大網駅・白子車庫 (白里海岸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大網白里特別支援学校及び大網高校への通学、大網駅を利用しての通勤、通学</li> <li>・沿線住民の大網駅までの交通手段</li> <li>・大網市街地のショッピングセンター、医療機関、金融機関等を利用する移動手段</li> <li>・観光客（白里海岸、古所海岸等）の交通手段</li> </ul>	令和8年度と比較して収支率1%以上改善	JRとの接続時刻を考慮したダイヤの見直しについて関係者で協議する。	令和9年度以降	小湊鉄道株式会社
						コミュニティバスと路線バスの共存のため、両路線間での乗継割引を周知し、この取組みを通じて幹線との相乗効果を図る。	令和8年10月1日～	大網白里市
						通学定期を利用して乗車する学生の定期購入代金を補助することで、利用者の負担を軽減し利用者数の増加を図る。	令和8年10月1日～	大網白里市、白子町
						白子町でのイベントや行事において当該路線バスの利用促進を図る啓発等を行う。	令和8年10月以降実施	白子町

### 記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

## 令和 9 年度 地域間幹線系統確保維持計画

### ○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	小湊鉄道株式会社	大網駅・サンライズ九十九里線	大網駅・サンライズ九十九里 (白里海岸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線住民の JR 大網駅や大網市街地のショッピングセンター、医療機関、金融機関等を利用する移動手段</li> <li>・大網白里特別支援学校への通学</li> <li>・通勤・通学のための大網駅までの交通手段</li> <li>・観光客（白里海岸、サンライズ九十九里等）の交通手段</li> </ul>	令和 8 年度と比較して収支率 1 % 以上改善	<p>J R との接続時刻を考慮したダイヤの見直しについて関係者で協議する。</p> <p>コミュニティバスと路線バスの共存のため、両路線間での乗継割引を周知し、この取組みを通じて幹線との相乗効果を図る。</p> <p>通学定期を利用して乗車する学生の定期購入代金を補助することで、利用者の負担を軽減し利用者数の増加を図る。</p> <p>関係市町の広報紙や HP・SNS 等にて利用促進の PR・情報発信を行い、利用者の増加を図る。</p> <p>フィーダー交通としてタクシーに対し利用助成を行い、バスの利用促進を図る。</p>	<p>令和 9 年度以降</p> <p>令和 8 年 1 0 月 1 日～</p> <p>令和 8 年 1 0 月 1 日～</p> <p>令和 8 年 1 0 月以降</p> <p>令和 8 年 1 0 月 1 日～</p>	<p>小湊鉄道株式会社</p> <p>大網白里市</p> <p>大網白里市九十九里町</p> <p>九十九里町、小湊鉄道株式会社</p> <p>九十九里町</p>

### 記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 29 年 4 月 28 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。